

入札の執行について

- 1 本案件は、「本局庁舎設備保守業務」のうち、まず、単価契約分を除く月額で入札を行います。
- 2 月額部分において最も金額の低かった方とのみ「本局庁舎設備保守業務」の「特注費 日中（1時間あたり）」と「特注費 深夜（1時間あたり）」の単価（税抜）についての随意契約を行いますので、見積書を提出できるよう準備をお願いいたします。また、単価についての随意契約の際には、その他の方には一度ご退出いただきます。単価契約部分の決定の後、再度入室していただき参加者全員に対し、落札金額等をお知らせいたします。
- 3 単価契約の金額の記載について
見積は、単価で行います。決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の消費税等に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等の税抜価格に相当する金額を見積書に記載してください。
なお、見積は、仕様書に示す単価により行います。